

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02050

研究課題名(和文) 総力戦体制下における戦時強制動員の資源動員論的分析 近代化と植民地統治性

研究課題名(英文) A Theoretical Analysis of Wartime Forced Mobilization under Total War Regimes: Modernization and Colonial Governmentality

研究代表者

巨 明志 (WATARI, AKESHI)

京都女子大学・現代社会学部・教授

研究者番号：60158681

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本の近代化過程を、動員(労務動員及び軍事動員)という観点から捉えなおす。戦争や植民地といった負の側面と経済発展や人権といった望ましいとされる側面とを、「統治性(M.フーコー)」の一貫した論理のもとに把握するという全体構想の中に位置づけられる。そのため、本研究では、第二次世界大戦(アジア太平洋戦争)期の、植民地朝鮮からの労務動員に焦点を当て、歴史社会学的方法及び聞き取り調査等によってその人的・物的・文化的資源動員を総合的に把握するとともに、総力戦下の植民地動員の資源動員論的分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

強制労働に従事して犠牲になった朝鮮人の遺骨は、日本の山野や寺院に多く残っていると考えられてきた。しかし、実際に調査してみると、寺院等で強制労働犠牲者の遺骨と確認できたものはそれほど多くはなかった。また、企業資料等に基づく研究(守屋敬彦)から、死亡者の遺骨の多くは原則として企業関係者の手によって遺族のもとに返還されたと見られることも明らかになってきた。しかし、戦時強制動員は、現在でも犠牲者の遺族に大きな爪あとを残していることも事実である。これら遺族の戦後の生活史や生存者への聞き取りを通して、実態を把握するとともに、生存当事者や遺族が抱えている強制動員の記憶を発掘することに学術的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This research views the modernization process of Japan from the aspect of mobilized forces (both civic labor and military). It aims to find the coherence in the negative (war and colonization) and the positive (democracy, economic growth, and human rights) effects of Japan's development in the 20th century. The mobilization of Koreans as labor forces under Japan's colonial rule during World War (Asia-Pacific War) was specifically focused in this project by the

method of Historical Sociology and interviews. Based on them, the mobilization analysis in personal, material and cultural resources under the Total War System was attempted.

研究分野：社会学

キーワード：動員 統治性 総力戦 資源動員論 アジア太平洋戦争 植民地 近代化 戦後補償

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2004年、韓国では強制動員被害者を調査するため「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」が設置され、2005年より実質的な調査等の活動が開始された。また日韓政府は2006年より「旧民間徴用者等の遺骨の調査と返還」の事業を行っている。研究者・市民レベルでは、2005年に日本で「強制動員真相究明ネットワーク」が立ち上げられ、研究及び調査活動が精力的に行われてきた。

日本では、戦時労務動員に関して、主に歴史学において1970年代より研究業績の蓄積があり、近年では山田昭次ら共著『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店、2005年8月）が出版され、その概要が示された。しかし、その内実や社会的位置づけは必ずしも十分に明らかにされておらず、とりわけ社会学的研究はほとんど見られなかった。

2. 研究の目的

戦時総力戦体制下において、エネルギー資源や希少資源確保のため、一定規模の動員がなされたとはいえ、生産高は伸びないどころか年度によっては減少している場合もある。植民地から内地への労務動員を行うと朝鮮半島に期待されていた農業生産にもマイナスの影響を与える。結果として、植民地からの労務動員は総力戦体制下でどのような統治合理性があったと言えるのか。

本研究は聞き取りデータ、行政資料・企業資料等に基づく実証的手続きにより、総力戦体制下の植民地動員計画の実施が日本社会および朝鮮社会にどのような影響をもたらしたか、を検討する。そして、**総力戦体制の合理性（裏面としての非合理性）**を明らかにすることにより、日本社会の近代化過程にどのような**構造的変動**をもたらし、戦後社会にどのように引き継がれたのかを解明することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

【主たる研究項目と方法】

戦時労務動員を、朝鮮人労働者を中心に、歴史社会学的に把握する。

戦時労務動員が行われた地区および戦跡の現地調査を行う。

行政資料、企業資料を収集する。

強制動員の犠牲となった生存者、遺族に対する聞き取りおよび資料収集を行う。

韓国の研究者と調査資料・研究成果等を情報交換する。

上記研究項目のうち、韓国政府機関の「強制動員真相糾明委員会」による「壱岐・対馬地域海難事故」の遺骨問題に関する報告書が出されたことにより、一区切りついたと言える。なお、2018年5月31日、厚労省管理の所沢金乗院に置かれていた131体の朝鮮人遺骨が壱岐市天徳寺に移管された。

強制労働現場については、福岡県筑豊地区のほか三菱重工名古屋航空機製作所道德工場跡、松本市里野辺地下工場跡、沖縄南部戦跡、群馬県の現地調査を行った。

また、の強制動員の犠牲となった生存者に対する聞き取り調査は生存者が高齢化し非常に困難になっている。そこで、遺族や強制労働の目撃者を中心に聞き取りを行った。企業資料については、研究協力者の守屋が研究を進めているが、すでに発見されている住友鴻之舞鉱山等の資料以外に新たに発見された有力資料はなかったが、行政資料に関しては、かなり存在し、閲覧可能なものも少なくない。今後の分析・検討が必要である。

2020年3月より、コロナ禍によりフィールド調査がほとんど不可能な状態になった。そのため予定していた韓国やアメリカなどの海外調査は取りやめ、文献資料を中心とした研究に移行せざるを得なかった。リモートによる聞き取り調査は可能であったが、本研究対象ではリモートによる聞き取りは困難であったので、リモート研究会・学会大会を通しての資料収集に留まった。また出張可能な時期には対人的な調査ではなく、可能な限り戦跡の現地調査を行った。聞き取りによる情報がなくても、戦跡の現地確認は資料を読み込む上で有意義であった。

4. 研究成果

4-1 労務動員の实態と背景

4-1-1 労務動員数について

戦時期の朝鮮人労務動員は、国家総動員法(1938年4月1日公布、日本内地では5月5日施行、朝鮮では5月10日施行)に基づいて実施されたが、その形態から募集期(1939年9月開始)、官斡旋期(1942年2月開始)、徴用期(1944年9月、国民徴用令に基づく徴用発動)に分けて論じられている。

1939年~1945年の動員総数は、大蔵省管理局が戦後編集した『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の「朝鮮人労務者対日本動員数調」によると、72万4787人という数字が挙げられている。ただし、この数には、樺太と南洋群島に送出された朝鮮人2万2044人(樺太1万6113人、南洋群島5931人)を含んでいるので、それを引くと日本内地への動員は70万2743人となる。樺太に動員された後に日本内地の炭鉱に配置転換されたケースや以前から日本内地の炭鉱・鉱山で働いていて現員徴用されたケースもあるが、いずれにせよ約70万人が朝鮮半島から強制動員されたとされている(軍務動員は除く)。

内務省の内鮮警察の統計資料には、日本の各都道府県への動員数を示す朝鮮人移住状況調、事業場数調が掲載されている。1943年末現在の「労務動員関係朝鮮人移住状況調」によると、1939年から1943年末にかけて、累計49万2955人が日本に動員されている。「昭和19年度新規移入朝鮮人労務者事業場数調」では、1944年度の朝鮮人動員予定数は29万人であったことがわかる。

朝鮮総督府鉱工局の元勤労働員課長豊島陞のメモ(以下、豊島メモ)によると、1942年度11万9721人、1943年度12万8296人、1944年度28万5682人、1945年度1万622人の動員数が記録されている。豊島メモは、1942年以降の月ごとの動員数や朝鮮各道からの産業別動員状況も記録されている(竹内2018)。1944年から45年度にかけては、同メモによると動員数は約30万人と推定できる。

したがって、内鮮警察の統計資料と豊島メモに基けば、1939年から1945年8月までの朝鮮人の日本への労務動員総数の概算は約80万人とみることができる。

以上より、戦時期の朝鮮から日本への労務動員数は70万人~80万人とみることができる。

4-1-2 労務動員に至る歴史的背景

国家総動員法施行以前、日本政府は朝鮮半島からの就労目的の渡航を制限していた(1934年、「朝鮮人移住対策の件」閣議決定)。それは日本人の失業問題や民族間の対立激化を回避するためであった。また、渡日希望者を満州や朝鮮北部の開拓のための労働

力に振り向ける必要もあった。しかし、1937年、日中戦争勃発の前後からは軍需景気に伴い、重化学工業や炭鉱・鉱山などの鉱業で、労働力不足が語られるようになった。とはいえ、日本人の失業者も30万人以上いたものの、労働条件の厳しい炭鉱などの就業者数は伸びなかった。そこで、炭鉱経営者は朝鮮農村部の過剰人口(干害などの被害で、半飢餓状態にあるところも少なくなった)に目をつけ、朝鮮半島からの渡航制限の撤廃を主張するようになった。

そこで、1939年、朝鮮半島から日本内地の炭鉱等へ配置する労働者8万5000人を含む労務動員計画が策定された。以後、敗戦の1945年まで、毎年朝鮮半島からの動員を含む労務動員計画が策定されている。

1939年9月、朝鮮から日本内地に送出すべき労働者の募集が開始された。この年、深刻な干害被害もあり、応募者も一定数いたが、配置先の炭鉱などでは、募集条件と違うとして紛争が多発したことから、詐欺的な募集が横行していたことが窺える。また、朝鮮半島農村部の末端行政機構の官吏(朝鮮人)は農村事情を熟知しており、農村家庭崩壊につながりかねない動員には非協力的であった。朝鮮総督府も朝鮮北部開発のための労働力配置など半島内の移動を優先し、日本内地への動員には難色を示していた。その結果、労務動員計画の充足率は低かった。募集は日本内地の企業が労務担当者を朝鮮半島に派遣して行ったが、朝鮮半島農村部の事情をよく知らない企業関係者だけでは人員を集めることは不可能である。そこで、警察官や面(村)職員の協力によって、辛うじて人員を集めることができたが、次第に労働者確保のため、暴力的な強制力が使われるようになった。

こうした事態に対処するため、1942年、朝鮮総督府は「朝鮮人内地移入斡旋要綱」を決定し、官斡旋方式による日本内地への労働者送出を開始した。朝鮮総督府の事情としては、朝鮮北部の工業化のための労働力確保や農業生産の維持のため、日本内地への送出は抑制すべきであったし、日本内地の受け入れ先の労働条件に対して朝鮮人労働者が不満を抱くことがないようにする必要もあった。「要綱」では府邑面などの地方行政機構が要員確保の主体とされているが、しかし、その際、警察や企業の労務補導員と協力することになっていた。労務補導員とは、道知事が「労務者供出」に関する事務を囑託する存在である。「官庁の指揮監督を承けて鋭意労務者の選定に協力」することになっているものの、彼らは「事業主若しくは事業主の雇用する職員又は関係産業団体の職員」であって、企業関係者である。動員のための経費は事業主の負担とされていたため、彼らは要員確保のため、物理的強制力や事実上の強要に訴えることになる。

結局、官斡旋方式も地域社会の実情を考慮することなく、内地企業の労働力確保を優先するものだったため、次第に要員確保が困難になった。

そこで、日本政府は、1944年8月、「半島人労務者の移入に関する件」を閣議決定し、翌9月、朝鮮から日本内地に送出すべき要員確保のため国民徴用令が発動された。徴用期の強制動員は、1944年9月から敗戦までである。

韓国のマスコミや民間では、募集期、官斡旋期も含めて「強制徴用」と呼ばれることが多い。これに対して、日本では、日本人に対しては1939年から国民徴用令が適用されていたのに対し、朝鮮人には1944年まで適用されなかったことをもって、朝鮮人は優遇されていた(したがって、「強制連行など存在しなかった」といった言説がまこと

しやかに信じられている。しかし、これは、労務動員の实態をよく見れば、とんでもない誤解だということがわかる。

そもそも労務動員に関しては、日本内地と朝鮮では実情や要員確保の方法が大きく異なっていた。国民徴用令を発動するためには、登録等の様々な事務が必要だったし、動員された労働者とその家族は扶助や援護という国家による生活の援助が保証されなければならなかったが、朝鮮半島では、こうした条件は到底満たすことができなかった。また、総動員業務への従事を命じられる「応徴士」が働くべき職場は労務管理の行き届いた優秀な職場である必要があったが、朝鮮人労働者の動員を求める炭鉱などは旧態依然たる労務管理や労働環境のところが多く、国民徴用令の対象外だったのである。したがって、朝鮮人に対して、国民徴用令の適用が遅れたのは、「優遇」どころか、「徴用が適用できない差別」を受けていたとみることができる。

4 - 2 総力戦の帰結と「強制的均質化」論

1943年11月発行の北海道炭鉱汽船株式会社本社労務部長であった前田一氏の著作『特殊労働者の労務管理』では、6カ月以上日本人同様の指導・訓練をすれば、日本人労働者と朝鮮人労働者の間の労働能力には差がほとんどなくなり、むしろ、体力的に勝っている朝鮮人の方が鉱山等の重筋労働では勝っていると論述している。同書は、当時非常によく売れ、多くの企業経営者や朝鮮人の指導・訓練に携わっていた労務担当者大きな影響を与えた。

『綱要』は住友鴻之舞鉱山のみで使用されていたものだったが、同様の差別的労務管理は、朝鮮人労働動員を受け入れていた企業では広く行われていたと考えられる。しかし、国家総動員法に基づく朝鮮人労働動員が開始されて数年経過し、その経験を反映したものが『特殊労働者の労務管理』であった。これによると、戦時大増産を求められている企業の労務管理の観点からは、朝鮮人に対する差別的観念は弱まったように見える。

朝鮮半島出身者に国民徴用令が適用されたのは1944年9月であったが、本来国民徴用令適用対象者には、その家族の扶助、援護などの国家による生活援助がなされる必要があったにもかかわらず、徴用された朝鮮人労働者にはそのような生活援助はほとんどなされなかった。石炭や兵器生産に必要な金属鉱石の増産の必要性が高まってきたにもかかわらず、戦争末期になると、朝鮮半島からの労働動員はほとんど要員充足が困難になった。日本内地のみならず、植民地や占領地も含めた「根こそぎ動員」が目指されたにもかかわらず、国家的政策としての総力戦体制はきわめて不十分なものであり、なしくずしの総力戦と言っていいものだった。

確かに、大手の砒鉱山では、差別的労務管理や賃金格差が一部解消に向かった側面があるが、労働環境は一向に合理化されなかった。石炭生産は日中戦争開始後、生産を伸ばしたものの、朝鮮人労働者を強制動員により大量に人員投入しても生産性は下がるばかりで、1941年には石炭生産も下落している。国家総動員法に基づく朝鮮人労働動員は、一部で「強制的均質化」という効果をもたらした側面はあるが、戦争末期には政策的には破綻していたと言える。その結果、合理化されずに残された要素の多くが戦後に持ち越され、むしろ、戦後は棄民政策という形で、システムの外部に排除されることになったのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 巨 明志	4. 巻 2020年版
2. 論文標題 LGBTと多様なセクシュアリティ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 京女で学ぶ現代社会2020	6. 最初と最後の頁 131-138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 巨 明志	4. 巻 第14号
2. 論文標題 総力戦と戦時期における植民地からの労務動員をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代社会研究科論集	6. 最初と最後の頁 151-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 巨 明志	4. 巻 第25号
2. 論文標題 演劇における異性装とジェンダー規範のクィア視点からの解釈の試み	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代社会研究	6. 最初と最後の頁 67-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 巨 明志	4. 巻 第17号
2. 論文標題 社会的なものの系譜と統治性・序論	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代社会研究科論集	6. 最初と最後の頁 63-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	小林 久公 (KOBAYASHI HISATOMO)		強制動員真相究明ネットワーク事務局長
研究協力者	守屋 敬彦 (MORIYA TAKAHIKO)		近現代史研究者 元佐世保興行高等専門学校教授
研究協力者	川瀬 俊治 (KAWASE SHUNJI)		強制動員真相究明ネットワーク会員
研究協力者	鍋島 有希 (NABESHIMA YUKI)		東京都立大学助教
研究協力者	加藤 恵理 (KATO ERI)		東京工業大学職員

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------